

一般社団法人 日本ペインクリニック学会  
ホームページ 企業等広告掲載規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ペインクリニック学会（以下、本学会）のホームページに掲載する広告（広告主が指定するホームページにリンクする機能を有する画像(バナー)、および企業・組織の理念、製品等を紹介する動画）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告主)

第2条 広告を掲載できる者は、医療関連の企業・組織でなければならない。

(広告の内容に関する制限)

第3条 本学会ホームページに掲載する広告は、その内容がペインクリニックに関連するものに限るものとする。

2. 広告の画像ならびにリンク先のコンテンツおよび動画が以下のいずれかと判断されるものについては掲載しない。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 本学会が、広告主、その商品、サービス等を保証または指定をしているかのような表現のもの
- (3) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (4) 法令に違反しているもの、違反するおそれがあるもの
- (5) 公の秩序、または善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (6) 人権を侵害しているもの、または侵害するおそれがあるもの
- (7) 比較広告と考えられるもの
- (8) 虚偽の表示、誇大な表現、または誤解を招くような表現を含むもの
- (9) 政治活動を目的とするもの
- (10) 宗教活動を目的とするもの
- (11) 個人または団体の意見表明を目的とするもの
- (12) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損または業務妨害となるおそれがあるもの
- (13) 個人名または団体名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの
- (14) 本学会に不利益をもたらすおそれがあるもの
- (15) その他、本学会が不適切と判断したもの

(情報内容の責任の所在)

第4条 掲載された広告内容について的一切の責任は、広告主が負うものとする。広告掲載の結果、本学会が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任は広告主が負うものとする。

(広告の申請)

第5条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申請書（様式1）に、広告の原稿お

よびデータを添えて本学会事務局に電子メールで送付する。

- (1) 掲載は毎月1日からとし、受付期間は掲載開始日の前々月の20日とする。ただし、20日が土、日または祝日の場合は前業務日とする。

(広告掲載の可否の審査)

第6条 広告掲載の可否は、広報委員会が本規程に基づき申請内容を審査し、決定する。審査の結果は原則として掲載開始月の前月20日までに広告主に報告する。

(広告内容の変更)

第7条 広告主は、広告内容、リンク先ページアドレス、リンク先ページを変更する場合は、事前に広告変更申請書(様式2)を本学会事務局に電子メールで送付する。

2. 前項による広告内容の変更は、広報委員会が審査し可否の決定を行う。
3. 広告の変更に際しての更新料は、1回につき5,000円(税抜)とする。

(広告の技術的制限)

第8条 本学会ホームページに掲載する広告は、本学会の技術的要件を満たすものとする。

1. バナー広告

- (1) サイズ: 幅228pixel × 高さ70pixel
- (2) 画像: gifまたはjpegフォーマットによるイメージ。Gifアニメーションの使用は可能であるが、Flash、Javaスクリプト等によるいわゆるリッチメディアバナーは認めない。

2. 動画広告

- (1) 解像度: 1080P (フルHD)
  - ・(横長) 1,920×1,080pixel
  - ・(縦向き) 1,080×1,920pixel
  - ・(正方形) 1,080×1,080pixel
- (2) アスペクト比
  - ・(横向き) 16:9
  - ・(縦向き) 9:16
  - ・(スクエア) 1:1
- (3) フォーマット: .MPG (MPEG-2 または MPEG-4)
- (4) ファイルサイズ: 256GB 以下
- (5) 動画は5分以内までとする。

(広告の掲載ページと掲載位置)

第9条 広告を掲載する位置は原則として、トップページ内で本学会が指定する場所とする。

(掲載料と契約期間)

第10条 掲載料と契約期間は、以下の通りとする。

1. バナー広告

(1) 1バナーあたり、契約期間は6ヵ月単位とする。

① 6ヵ月契約を申し出た広告主に対しては、1バナーあたり60,000円/6ヵ月(税抜)とする。

② 1年契約を申し出た広告主に対しては、1バナーあたり100,000円/年(税抜)とする。

(2) 広告の掲載期間は、原則として広報委員会の審査終了月の翌月1日から6ヵ月後末日までの6ヵ月とする。

2. 動画広告

(1) 1動画あたり、契約期間は3ヵ月単位とする。

(2) 掲載料は募集要項に別途定める。

(3) 広告の掲載期間は、原則として広報委員会の審査終了月の翌月1日から3ヵ月後末日までとする。

(契約の更新と終了)

第11条 広告主が契約の更新を希望する場合は、掲載期間終了予定日の1ヵ月前までに本学会に申し出るものとする。

2. 契約更新の可否は広報委員会が審議のうえ決定する。

3. 広告主が契約の更新を申し出ない場合は、掲載期間終了日をもって契約終了とする。

4. 広告主が契約終了後に再契約を希望する場合は、第5条に定めた「広告の申請」の手続きを新たに行う。

(掲載広告の掲載削除)

第12条 広告掲載後に広告掲載基準に反することが判明した場合には、強制的に削除するものとする。

(掲載料の返還等)

第13条 納入された広告掲載料は返還しないものとする。

2. 広告の掲載期間中に本学会の都合によりホームページの公開を停止した場合(ホームページの定期検査および改修工事の場合を除く)、当該停止期間は掲載期間に含めず、掲載日を延長する。

(免責事項)

第14条 本学会ホームページに掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとする。内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、本学会は一切保証するものではなく、利用者の責任によって行うものとする。WEBサイトを閲覧しただけでもパソコンがウイルス感染する可能性があることなどが一般的に知られているが、利用者の判断と責任によって行うこととする。

2. また、本学会ホームページからリンクされている別サイトの内容に本学会は一切関知しない。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によ

って生じたトラブルには一切責任を負わないこととする。

3. 広告掲載は、広告掲載期間内のバナークリック数、掲載商品の売上げなどを保証するものではない。

(規程の改定)

第 15 条 本規程は、広報委員会の議を経て、理事会の承認によって変更することができる。

(附則)

1. 本規程は、令和 6 年 1 月 28 日から施行する。